

瀬戸市電子入札実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、瀬戸市があいち電子調達共同システム(CALS/E C)における電子入札サブシステム(以下「電子入札システム」という。)を利用した入札を実施するため、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要領における用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

(1) 電子入札システム

瀬戸市及び瀬戸市が実施する建設工事等の入札参加者がインターネットを利用して、入札に関する事務手続きを処理するシステム

(2) 電子入札

電子入札システムを利用して行う入札・開札手続き

(3) 紙入札

電子入札システムを利用せず紙媒体により行う入札・開札手続き

(4) ICカード

電子署名及び認証業務に関する法律(平成12年法律第102号)に基づき、主務大臣の認定を受けた特定認証業務を行う者(以下「特定認証局」という。)が発行する電子的な証明書を格納しているカードのうち、電子入札コアシステムに対応しているカード

(5) 契約担当者

発注機関において、電子入札システムを利用する契約案件の案件登録から入札結果の公表に至る一連の事務手続きを担当する職員

(電子入札の案件)

第3条 電子入札を実施する入札方式は次のとおりとする。ただし、市長が特に必要と認めた場合は、この限りではない。

区分	入札方式
建設工事	・一般競争入札 ・指名競争入札
設計等業務委託等	・一般競争入札 ・指名競争入札

2 電子入札対象案件については、入札公告又は指名通知に電子入札対象案件である旨を明示するものとする。

(電子入札システムの利用)

第4条 電子入札システムを利用することができる者は、瀬戸市工事等競争入札参加資格者名簿に登載され、ICカードを取得し、電子入札システムに利用者登録を行ったものとする。

(ICカードの名義人)

第5条 ICカードの名義人は、瀬戸市工事等競争入札参加資格者名簿に登載された入札参加者の代表者とする。ただし、代表者から入札及び契約締結に関する権限の委任を受けた者(以下「受任者」という。)がいる場合は受任者とする。

なお、名義人の変更等の事由が発生した場合は、速やかにICカードの失効申請を行うとともに、必要に応じて再取得の手続きをとるものとし、失効したICカードでの電子入札の

参加は認めないものとする。

- 2 入札参加者が特定の入札案件について構成される共同企業体の場合は、代表構成員の代表者の名義のICカードで特定共同企業体名により電子入札に参加するものとする。

(参加申請書等の提出)

第6条 入札参加者は、参加申請書の受付期間に必要な事項を入力し、電子署名を付した上で、電子入札システムにより提出しなければならない。

- 2 入札参加者は、競争入札参加資格の確認に必要な資料（以下「資料」という。）を電子入札システムの添付機能を利用して電子ファイルで添付するものとする。この場合、ファイルの容量は1MB以内とする。また、添付する資料の作成に使用するアプリケーションソフト及びファイル形式は以下のとおりとする。ただし、別途指定がある場合は、それに従うものとする。

番号	使用するアプリケーション	保存するファイル形式
1	Microsoft Word	Word2010 形式以下
2	Microsoft Excel	Excel2010 形式以下
3	その他	PDF ファイル (Acrobat10 以下) 画像ファイル (JPEG、TIFF 又は GIF 形式) 圧縮ファイル (Zip 又は Cab 形式、ただし自己解凍形式 (EXE 形式) は認めない。)

- 3 入札参加者は、電子ファイルで提出する資料の容量が1MBを超える場合は、紙媒体で郵送又は持参により提出するものとする。ただし、別途指示がある場合は、それに従うものとする。

- 4 入札参加者は、添付した資料に誤り等があった場合は、参加申請書等受付締切日時までに契約担当者に電話で再提出の申し入れを行い、承認を得た者に限り資料の再提出ができるものとする。

- 5 入札参加者は、ウイルス対策用のアプリケーションソフトを導入の上、常に最新のパターンファイルを適用して資料を作成し、添付する際に必ずウイルス感染のチェックを行うものとする。契約担当者は、添付された資料にウイルス感染があった場合、直ちに当該電子ファイルの参照等を中止し、速やかに当該電子ファイルを添付した者に連絡し警告するとともに、資料の提出方法等について協議するものとする。

(入札書の提出)

第7条 入札参加者は、入札書受付開始日時から入札書受付締切日時までに入札書に必要な事項を入力し、電子署名を付した上で、電子入札システムにより提出しなければならない。

- 2 電子入札の入札書受付締切日時は、入札公告又は指名通知等に記載された日時とする。なお、パソコン等の利用環境により、データ送信に長時間かかることがあるため、余裕をもって入札書の提出を行うものとする。

- 3 予定価格が事前に公表されていない案件で、再度入札の必要がある場合の入札書受付締切日時及び開札日時は、契約担当者が指定するものとする。

また、紙入札で参加した者については、指定された日時及び場所において再度入札に参加できるものとする。

(工事費内訳書の提出)

第8条 工事費内訳書の提出が必要な案件では、契約担当者が指定する様式で電子入札システムの添付機能を利用して、電子ファイルにより入札書提出時に添付するものとする。

また、工事費内訳書の作成に使用するアプリケーションソフト及びファイル形式については第6条第2項に準ずるものとし、ファイル数は1ファイルでファイル容量は、1MB以内とする。ただし、1MBを超える場合の提出方法は、第6条第3項に準ずるものとし、提出期限は入札書受付締切日時と同一とする。

- 2 工事費内訳書の再提出については、認めないものとする。
- 3 ウイルス対策については、第6条第5項に準ずるものとする。

(紙入札での参加)

第9条 紙入札を希望する者は、受付締切日時までに紙入札参加承認願(様式1)を提出し、紙入札審査結果通知書(様式2)により契約担当者の承諾を得た場合に限るものとする。

2 紙入札での参加が認められる場合は、次の各号のいずれかに該当し、入札手続の進行に支障を生じない場合とする。

- (1) ICカードの登録内容変更のため、再取得の手続中の場合
- (2) ICカードの破損等のため、再取得の手続中の場合
- (3) 前各号に掲げるもののほか、入札参加資格者の責によらないやむを得ない理由があると認められる場合

3 前項の規定により、紙入札での参加が認められた者は、次の各号に定める方法で紙入札を行う。ただし、別途指定がある場合は、それに従うものとする。

(1) 入札書(様式3)。(以下「紙入札書」という。)を使用する。紙入札書は、契約の締結に使用する代表者の印鑑を押印して提出するものとする。

(2) 工事費内訳書

工事費内訳書の提出を要する案件については、紙入札書と共に紙媒体により工事費内訳書を提出する。

(入札書の辞退)

第10条 入札参加者は、当該入札を辞退するときは、電子入札システムにより入札書受付締切日時までに辞退届を提出しなければならない。ただし、紙入札参加承認願を提出し承諾を得た場合に限り、紙媒体による入札辞退届(様式4)を提出することができるものとする。

(開札)

第11条 契約担当者は、事前に設定した開札日時後、速やかに開札を行うものとする。ただし、紙入札による入札者がいる場合は、紙入札書を電子入札システムに入力した後に開札を行うものとする。

2 契約担当者は、開札の執行において紙入札による入札者がいる場合は当該入札事務に関係のない職員を立ち合わせるものとする。

3 契約担当者は開札の結果、落札又は落札候補となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、電子入札システムにおける電子くじによって、落札者又は落札候補者を決定するものとする。この際、くじ番号の入力又は記載がない場合は、契約担当者が入札書の到着順に、電子入札システムの自動生成機能を用いてくじ番号を決定するものとする。

(入札の無効)

第12条 次の各号に該当する電子入札は無効とする。

- (1) 入札書受付締切予定日時までに到達しない入札
- (2) 電子署名及び電子証明書のない入札
- (3) 他人のICカードで名義人になりすまし、入札に参加しようとした場合等、ICカー

ドを不正に使用して行った電子入札

- (4) 同一案件において、電子入札と紙入札による入札書の提出をした入札
- (5) 特定共同企業体において、その企業体を代表するICカードによらない入札
- (6) 特定共同企業体において、特定共同企業体名の入力のない入札又は特定共同企業体名の異なる入札
- (7) 工事費内訳書の提出が必要な入札案件において、工事費内訳書の提出がない入札及び工事費内訳書に記載のない入札

(責任範囲)

第13条 電子入札において、参加申請書、入札書等は、送信データが電子調達システムサーバに到着した時点で提出されたものとする。入札参加者は参加申請書、入札書等の提出後に表示される画面により、送信データの到着を確認し必要に応じて印刷等を行うものとする。

(障害発生時の対応)

第14条 契約担当者は、電子入札のシステム障害又は広域停電等のために、電子入札の執行が困難となった場合は、状況を調査するとともに復旧の見込み等を総合的に判断し、次の各号に定めるところにより対応する。

- (1) 短期の障害で、復旧の見込みがあり電子入札の確実な実施が見込める場合は、参加申請書等受付締切日時を変更し、参加申請書等を提出した者に対し電話等により連絡するとともに、ホームページ等において変更内容を公表するものとする。
- (2) 重度の障害で、復旧の見込みがない又は電子入札の確実な実施が見込めない場合は、紙入札に変更し、参加申請書等を提出した者に対し電話等により連絡するとともに、ホームページ等において変更内容を公表するものとする。

なお、この場合において入札書を除く書類の受領が完了している場合は有効なものとして取扱い再度の提出は要しないが、既に送信された入札書がある場合は開札せずに無効とし、改めて紙入札書を提出してもらうものとする。

(その他)

第15条 電子入札の操作手順については、電子入札システムの操作手引書によるものとする。

附 則

(瀬戸市電子入札試行要領の廃止)

2 瀬戸市電子入札試行要領は、廃止する。

附 則

この要領は、平成24年10月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

1 この要領は、令和3年4月1日から施行する。

2 この要領の施行の際現に改正前の各要領の規定に基づいて作成されている申請書その他の用紙は、改正後の各要領の規定にかかわらず、当分の間、使用することができる。

附 則

この要領は、令和3年7月1日から施行する。